



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定・2 件（海岸防災課） 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定・2 件（海岸防災課） 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2 件（宮古土木事務所） 3

告 示

沖縄県告示第298号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和7年7月18日から同月31日までの間、沖縄県環境部自然保護課、竹富町自然観光課、竹富町西表東部出張所及び竹富町西表西部出張所において縦覧に供する。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保全利用協定の名称 仲間川地区保全利用協定
- 2 協定区域 仲間川並びに自然休養林（仲間川地区）及び森林生態系保護地域保存地区を含む森林
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 動力船での遊覧及びカヌーでの自然観察
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 西表島交通株式会社、マリンレジャー金盛、とんとんみー、シーカヤックツアー海月（くらげ）、西表ツアーガイドカラカラ、晴々（はるばる）、西表島SUPツアーNGAF、シーコンパス、バジャウトリップ西表フィールドサービス、マヤグスクツアー及びネイチャーズデライト西表
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第299号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和3年沖縄県告示第365号で同意の認定をした北谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
百名(5)	南城市玉城字百名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊是名勢理客(1)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊是名村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊是名勢理客(2)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊是名村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊是名勢理客(3)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊是名村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
百名(5)	南城市玉城字百名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

伊是名勢理客(1)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊是名勢理客(2)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊是名勢理客(3)	伊是名村字勢理客のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び伊是名村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第304号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和 7 年 7 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 宮古島市平良字西仲宗根531番及び548番 2
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和 7 年 7 月 7 日 沖縄県指令土第553号

沖縄県告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 7 年 6 月 20 日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝西ムイ原724番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 42メートル
 - (2) 幅員 6.02メートル～5.01メートル

沖縄県告示第306号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 7 年 7 月 4 日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里南腰原1494番 4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 75.11メートル
 - (2) 幅員 6.02メートル

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1